

宮城県道路交通規則

平成13年2月1日
宮城県公安委員会規則第1号

宮城県道路交通規則を次のように定める。

宮城県道路交通規則

宮城県道路交通規則（昭和35年宮城県公安委員会規則第8号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 交通規制等（第2条―第7条）
- 第3章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等（第8条・第9条）
- 第4章 軽車両の灯火及び車両の乗車又は積載の制限等（第10条―第13条）
- 第5章 運転者の遵守事項（第14条）
- 第6章 安全運転管理者等の選任等（第15条―第20条）
- 第7章 道路の使用等（第21条―第27条）
- 第8章 自動車及び原動機付自転車の運転免許（第28条―第35条）
- 第9章 自動車教習所等の届出等（第36条―第41条の2）
- 第10章 法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等（第42条―第50条）
- 第10章の2 地域交通安全活動推進委員（第51条―第52条の3）
- 第11章 雑則（第53条―第55条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）の規定に基づき、宮城県内における道路交通に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 交通規制等

（交通規制の効力）

第2条 法第4条第1項前段に規定する交通の規制（以下この条及び次条第1項において「交通規制」という。）の効力は、信号機にあってはその作動を開始したときに、道路標識又は道路標示（以下「道路標識等」という。）にあってはこれを設置し、又は表示したときに発生するものとする。

2 交通規制の効力は、信号機にあってはその作動を停止し、又は撤去したときに、道路標識等にあってはこれを撤去したときに消滅するものとする。

3 道路工事その他やむを得ない理由のため、一時的に交通規制の効力を停止する場合は、道路標識等を撤去し、又は被覆して行うものとする。

（交通規制の対象から除く車両）

第3条 法第4条第2項後段の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 道路標識等による規制の対象から除く車両は、警衛列自動車及び警護列自動車とす

る。

- (2) 最高速度の規制（当該規制が高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時を、その他の道路にあっては60キロメートル毎時を超える場合を除く。）の対象から除く車両は、専ら交通の取締りに従事する自動車とする。
- (3) 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）別表第1の規制標識のうち、車種を特定しての「通行止め」、「車両通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」並びに前記規制に係わる「指定方向外進行禁止」の標識を用いた法第8条第1項の規定に基づく道路標識による規制をいう。）の対象から除く車両は、次に掲げるものとする。
 - ア 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に基づく通常郵便物の集配又は電報配達のため使用中の車両
 - イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両
 - ウ 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務を遂行するため使用中の車両
 - エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、当該目的のため使用中のもの
 - オ 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動の緊急用務のため使用中の車両
 - カ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく災害応急対策に使用中の車両
 - キ 道路維持作業用自動車及び河川管理施設（河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設をいう。）の維持管理のために使用中の車両
 - ク 電気、ガス、水道、電話等の緊急修復工事（作業を含む。）に使用中の車両
 - ケ 医師法（昭和23年法律第201号）に基づく医師が傷病者に対する緊急の往診のため使用中の車両
- (4) 一方通行の規制の対象から除く車両は、災害対策基本法に基づく災害応急対策に係る措置等が終了し、警鐘を鳴らして通行する消防自動車とする。
- (5) 駐車禁止の規制の対象から除く車両は、次に掲げるものとする。
 - ア タクシー（一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）を經營する者がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいう。）で、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路標示により指定した場所において、客待ちのために駐車する場合における当該車両
 - イ 公共性が高い用務に従事中の車両で、次に掲げるもの
 - (ア) 令第13条に規定する緊急自動車
 - (イ) 災害対策基本法に基づく災害応急対策に使用中の車両
 - (ウ) 犯罪の捜査、交通の取締りその他警察の責務を遂行するため使用中の車両
 - (エ) 警察車両が随伴する車両及び警察活動に伴い停止を求められている車両
 - (オ) 勾引状、収監状、裁判官の発する令状、裁判所の判決、裁判所の決定等を執行するため使用中の車両

- (カ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の収集のため使用中の車両
- (キ) 道路の維持、修繕等のため使用中の道路維持作業用自動車で、令第14条の3の規定により黄色の灯火をつけているもの
- (ク) 公職選挙法に基づく選挙運動用又は政治活動用の自動車で、当該目的のため使用中のもの
- (ケ) 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動の緊急用務のため使用中の車両
- ウ 外見上その用務が明らかでない次の(ア)から(エ)までに掲げる車両で、様式第1号の標章を掲出しているもの
 - (ア) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の捕獲に使用中の車両
 - (イ) 道路及びその附属物の点検・保守に使用する車両（令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車を除く。）
 - (ウ) 専ら郵便法に基づく通常郵便物の集配又は電報配達のため使用中の車両
 - (エ) 医師法に基づく医師が急病者等に対する往診のため使用中の車両
- エ 外見上その用務が明らかでない次の(ア)から(エ)までに掲げる車両で、様式第2号の標章を掲出しているもの
 - (ア) 放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両
 - (イ) 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - (ウ) 医療機関等において医療の提供を受ける者を輸送する患者輸送車で、患者輸送業務に使用中のもの。この場合において、他の都道府県公安委員会が当該事由により駐車禁止の規制の対象から除く車両として指定した標章を掲出した車両を含むものとする。
 - (エ) 車いすを車体に固定することができる装置を有する車いす移動車で、車いすの輸送業務に使用中のもの。この場合において、他の都道府県公安委員会が当該事由により駐車禁止の規制の対象から除く車両として指定した標章を掲出した車両を含むものとする。
- オ 次の(ア)から(エ)までに掲げる車両で、様式第3号の標章（他の都道府県公安委員会が同様の事由により駐車規制の対象から除く車両として指定した標章を含む。）を掲出しているもの
 - (ア) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者（別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の規定による障害の級別に該当する障害を有するもの（これらの障害等級に該当しない身体障害者であっても、医師が同表に掲げる障害を有する者と同程度に歩行が困難であると認めたものを含む。）をいう。）が使用中の車両
 - (イ) 戦傷病者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けている者（別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号の2に規定する重度障害の程度に該当する障害を有するものを

いう。)が使用中の車両

(ウ)療育手帳の交付を受けている者で、重度の障害を有するものが使用中の車両

(エ)精神障害者保健福祉手帳(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく精神障害者保健福祉手帳をいう。ただし、通院医療費の公費負担番号が記載されたものに限る。以下同じ。)の交付を受けている者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の規定による1級の障害を有するものをいう。)が使用中の車両

カ 小児慢性特定医療費医療受給者証の交付を受けている紫外線要保護者(児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号)第14表中の色素性乾皮症の者で、昼間(日出から日没までの時間をいう。)の屋外を移動することが困難なものをいう。)が昼間に使用中の車両で、様式第4号の標章(他の都道府県公安委員会が同様の事由により駐車規制の対象から除く車両として指定した標章を含む。)を掲出しているもの

(6) 駐車の方法の規制の対象から除く車両は、前号イ並びにエ(ア)及び(イ)に掲げるものとする。

(7) 駐車時間制限の規制の対象から除く車両は、第5号イ及びエからカまでに掲げるものとする。

2 様式第1号又は様式第2号の標章の交付を受けようとする者は、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)又は警察署長を経由して公安委員会に対し、様式第5号の駐車禁止除外指定車標章交付申請書2通を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。)の写し及び警察本部長が別に定める書類を添付しなければならない。

3 様式第3号又は様式第4号の標章の交付を受けようとする者は、交通規制課長又は警察署長を経由して公安委員会に対し、様式第6号の駐車禁止除外指定車標章交付申請書2通を提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、自動車検査証の写し、様式第3号の標章の交付を受けようとする者にあつては身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し、様式第4号の標章の交付を受けようとする者にあつては小児慢性特定医療費医療受給者証の写し及び警察本部長が別に定める書類を添付しなければならない。

4 公安委員会は、前2項の申請に係る規制の対象から除く必要があると認められるものについては、当該規制の対象から除く車両として指定し、それぞれ標章を交付するものとする。この場合において、公安委員会は、当該標章の有効期限を定めるものとする。

5 前項の規定により標章の交付を受けた車両の運転者は、当該標章及び運転者の連絡先又は用務先を記した別紙を車両の外部から見やすい箇所に掲出しなければならない。

6 公安委員会は、第4項の規定により標章の交付を受けた者が、標章を不正に使用した場合には、返納を命ずることができる。

(高齢運転者等標章の申請等)

第3条の2 法第45条の2第1項の規定による高齢運転者等が運転する普通自動車の届出、同条第2項の規定による高齢運転者等標章の申請、同条第3項の規定による高齢運転者等標章の再交付の申請、同条第4項の規定による高齢運転者等標章の返納又は施行規則第6条の3の3の規定による高齢運転者等標章の記載事項の変更の届出は、交通規制課長又は警察署長を経由して行わなければならない。

(警察署長の交通規制)

第4条 法第5条第1項の規定による交通の規制は、当該交通の規制を行う区域、道路の区間又は場所を管轄する警察署長が行うものとする。

(灯火による信号に用いる灯火)

第5条 令第5条第1項に規定する警察官等の灯火による信号に使用する灯火の色及び光度は、次に掲げるとおりとする。

(1) 色 赤色又は淡黄色

(2) 光度 夜間、100メートルの距離から確認できるもの

(警察署長の通行禁止道路における通行の許可)

第6条 令第6条第3号の規定による公安委員会が定める事情は、次の各号に掲げるもので、かつ、当該通行禁止の道路又はその部分を通行する必要があるものとする。

(1) 日常生活に欠かすことのできない物品等を運搬するために使用される車両で、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

(2) 冠婚葬祭等社会の慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

(3) 土木建築に関する工事又は作業の貨物の運搬に使用する車両のうち当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

(4) 前3号のほか、公益上、業務上その他の事情により当該道路を通行することがやむを得ないと認められるもの

2 法第8条第3項の許可証の交付を受けようとする者は、管轄する警察署長に対し、施行規則第5条第1項の申請書2通を提出するほか、警察本部長が別に定める書類を添付しなければならない。

(駐車禁止の解除)

第7条 法第45条第1項ただし書の規定による警察署長の駐車許可は、応急修理を必要とする車両若しくは応急修理を行う車両の駐車又は次の各号のいずれにも該当する場合に限るものとする。

(1) 申請時間が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車(許可に条件を付す場合にあっては、当該条件に従った駐車。次号イにおいて同じ。)により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請場所が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所(法第45条第2項に規定する無余地

となる場所及び放置駐車となる場合にあつては、同条第1項各号に掲げる場所を除く。)であること。

イ 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 当該車両以外の公共交通機関等の交通手段によっては、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 5分以内の貨物の積卸しその他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車可能な場所が、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路のいずれにも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 人による運搬が困難な重量物又は長大な貨物の積卸しで、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

2 法第49条の5の規定による警察署長の駐車許可は、応急修理を必要とする車両若しくは応急修理を行う駐車車両又は次のいずれにも該当する場合には、許可するものとする。

(1) 申請時間が、駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 申請場所が、当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

(3) 駐車方法が、当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(4) 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。

ア 当該車両以外の公共交通機関等の交通手段によつたのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。

イ 当該時間制限駐車区間において、道路標識等により表示された時間以内の駐車その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(5) 駐車可能な場所が、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場若しくは駐車が禁止されていない道路のいずれにも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 人による運搬が困難な重量物又は長大な貨物の積卸しで、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近

イ その他の車両にあつては、当該用務先からおおむね100メートル以内

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、次により駐車しようとする場所を管轄する警察署長に対し様式第8号の駐車禁止解除許可申請書2通を提出するほか、警察本部長が別に定める書類を添付しなければならない。

- 4 前項の申請のうち簡易なもので、かつ、やむを得ない理由で駐車禁止解除許可申請書を提出できないと認められるものについては、警察署、交番又は駐在所に口頭等で申請することができる。
- 5 警察署長は、駐車の特可をしたときは、様式第8号の駐車禁止解除許可証（以下「駐車許可証」という。）を交付するものとする。当該許可を行う場合において、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、条件を付すことができる。
- 6 前項の駐車許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車している間、当該車両の前面の見やすい場所に掲出しなければならない。

第3章 緊急自動車及び道路維持作業用自動車の指定等
(緊急自動車等の指定等)

第8条 令第13条第1項に規定する自動車又は令第14条の2に規定する自動車（以下この条及び次条において「緊急自動車等」という。）の指定を受けようとする者は、公安委員会に対し、様式第9号の緊急自動車等指定申請書2通により、使用の本拠の位置を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して申請し、緊急自動車等の届出をしようとする者は、公安委員会に対し、様式第9号の緊急自動車等届出書により所轄警察署長を経由して、届け出なければならない。

- 2 前項の申請又は届出に係る書面には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。
 - (1) 自動車検査証の写し及び申請又は届出の内容を疎明する資料
 - (2) 自動車の前面、後面及び両側面を撮影した写真であって、当該自動車の色、型等を確認できるもの
- 3 緊急自動車等の指定は、様式第10号の緊急自動車指定証又は道路維持作業用自動車指定証を交付して行うものとし、緊急自動車等の届出の受理をしたときは、様式第10号の緊急自動車届出確認証又は道路維持作業用自動車届出確認証を交付するものとする。
- 4 前項の指定証又は届出確認証（以下「指定証等」という。）は、当該指定又は届出に係る自動車に備え付けておかななければならない。

(指定証等の記載事項の変更届出等)

第9条 前条に規定する緊急自動車等の指定を受けた者（以下この条において「指定を受けた者」という。）又は緊急自動車等の届出をした者（以下この条において「届出をした者」という。）は、当該指定証等の記載事項に変更を生じたときは、様式第11号の緊急自動車等指定証・届出確認証記載事項変更届に指定証等を添えて、速やかにその旨を届け出て書換えを受けなければならない。

- 2 指定を受けた者又は届出をした者は、指定証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに様式第12号の緊急自動車等指定証・届出確認証再交付申請書により再交付を受けなければならない。
- 3 指定を受けた者又は届出をした者は、当該自動車を当該用務に使用しなくなったとき、若しくは使用できなくなったとき、又は亡失した指定証等を回復したときは、様式第13号の緊急自動車等指定証・届出確認証返納届に当該指定証等を添えて、速やかに返

納しなければならない。

- 4 前3項の書換え、再交付又は返納は、所轄警察署長を経由して行わなければならない。

第4章 軽車両の灯火及び車両の乗車又は積載の制限等
(軽車両の灯火)

第10条 令第18条第1項第5号の規定により、軽車両（そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。）に付ける灯火は、前照灯及び尾灯とし、それぞれ次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、反射器材を備え付けている場合は、尾灯を付けないことができる。

- (1) 前照灯 灯火の色が白色又は淡黄色で、夜間にその前方10メートルの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること。
(2) 尾灯 灯火の色が橙色又は赤色で、夜間にその後方100メートルの距離から点灯を確認できるものであること。

- 2 前項ただし書に規定する反射器材は、反射光の色が橙色又は赤色で、夜間にその後方100メートルの距離から道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものでなければならない。

(公安委員会が定める車両の乗車又は積載の制限等)

第11条 令第22条第3号ハの公安委員会が定める自動車は、別表第2に掲げる道路を通行する自動車とし、同号ハの公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

- 2 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 乗車人員は、二輪又は三輪の自転車（以下「自転車」という。）にあつては運転者以外の者を、自転車以外の軽車両にあつてはその乗車装置に応じた人員を超える人員を乗車させてはならない。ただし、自転車に乗車する場合において、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 16歳以上の運転者が、幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）1人を幼児用座席に乗車させる場合

イ 16歳以上の運転者が、幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合

ウ 16歳以上の運転者が、4歳未満の者1人をひも等を使用して確実に背負っている場合（イに該当する場合を除く。）

エ 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路において、その乗車装置に応じた人員を乗車させる場合

オ 道路使用許可を得て行う自転車競技等のイベントに参加中のタンデム車（2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合

カ 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業の業務に関し、当該業務に従事する者が、1人又は2人の者をその乗車装置に応じて乗車させる

場合

(2) 積載物の重量は、積載装置を備える自転車にあつては30キログラム（貨物運搬用自転車にあつては65キログラム）を、自転車でリヤカーをけん引する場合における当該けん引されるリヤカーについては120キログラムをそれぞれ超えないこと。

(3) 積載物の長さ、幅又は高さは、それぞれ次に掲げる長さ、幅又は高さを超えないこと。

ア 長さ 自転車にあつてはその積載装置（リヤカーをけん引する場合にあつてはそのリヤカーの積載装置。以下この号において同じ。）の長さ0.3メートルを、リヤカー、荷車及び牛馬車にあつては積載装置又は荷台の長さ0.6メートルをそれぞれ加えたもの

イ 幅 積載装置又は荷台の幅に0.3メートルを加えたもの

ウ 高さ 2メートル（荷車及び牛馬車にあつては2.8メートル）からその軽車両の積載をする場所の高さを減じたもの

(4) 積載物は、次に掲げる制限を超えることとなるような方法で積載しないこと。

ア 自転車にあつてはその積載装置の前後から0.3メートルを、リヤカー、荷車及び牛馬車にあつては、その積載装置又は荷台の前後から0.6メートルをそれぞれ超えてはみ出さないこと。

イ 自転車にあつてはその積載装置の左右から0.15メートルを、リヤカー、荷車及び牛馬車にあつてはその積載装置又は荷台の左右から0.3メートルを、それぞれ超えてはみ出さないこと。

（自動車の制限外けん引許可の申請）

第12条 施行規則第8条の5第1項に規定する自動車のけん引許可の申請書は、当該車両の出発地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出するものとする。

（自動車以外の車両のけん引制限）

第13条 法第60条の規定により、自動車以外の車両（トロリーバスを除く。）の運転者は、交通の頻繁な道路においては、他の車両をけん引してはならない。ただし、原動機付自転車又は自転車によりリヤカー1台をけん引するときは、この限りでない。

第5章 運転者の遵守事項

（運転者の遵守事項）

第14条 法第71条第6号の規定により、車両の運転者は、車両を運転するときは、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 積雪又は凍結のため、滑るおそれのある道路において、タイヤに鎖又は全車輪に滑り止めの性能を有するタイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）を取り付けるなど滑り止めの方法を講じないで、三輪以上の自動車（側車付きの二輪の自動車及び小型特殊自動車を除く。）を運転しないこと。

(2) 運転操作の妨げとなるような服装をし、又は木製サンダル、下駄その他運転操作の妨げとなるような履物を履いて、自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。

(3) 傘をさし、携帯電話で通話又は操作をし、物を持ち、又はハンドルに掛けるなど視野を妨げ、又は安定を失うおそれのある方法で自転車を運転しないこと。

(4) ペイントによる道路標示の上にみだりに車輪をかけて、車両（牛馬を除く。）を運

転しないこと。

- (5) 二輪の自動車に他の者を乗車させて運転するときは、乗車装置にまたがらせること。
- (6) ぎょ者台の設備のない牛馬車（牛馬そりを含む。）に乗車し、又はさせないこと。
- (7) 4月1日から11月30日までの間において、車輪にスパイクタイヤを取り付けて自動車又は原動機付自転車を運転しないこと。ただし、積雪又は凍結により滑るおそれのある道路を通行するため、滑り止めの方法を講じる必要がある場合その他車輪にスパイクタイヤを取り付けて自動車又は原動機付自転車を運転することにつき、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (8) 普通自動二輪車（原動機の大きさが、総排気量については0.125リットル以下、定格出力については1.00キロワット以下のものに限る。）又は原動機付自転車（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されているものを除く。）（以下この号において「普通自動二輪車等」という。）を運転するときは、市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該普通自動二輪車等に取り付けることとされている標識及び当該標識に記載された番号を、当該普通自動二輪車等の後面に見やすいように表示すること。
- (9) 大型自動二輪車又は普通自動二輪車の後部座席に、旗、棒、のぼり、鉄パイプ、木刀、鉄筋、角材、その他これらに類するものを携帯した者を乗車させて運転しないこと。
- (10) 道路運送車両法による自動車登録番号標又は車両番号標に、赤外線を吸収し、又は反射するための物を取り付け、又は付着させて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車（原動機の大きさが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下のものを除く。）又は大型特殊自動車を運転しないこと。
- (11) 高音量でカーラジオ、カーステレオ等を聞き、ヘッドホン又はイヤホンを使用して音楽を聞くなど、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両を運転しないこと。ただし、公共目的を遂行する者が当該目的のための指令を受信する場合にヘッドホン又はイヤホンを使用するときは、この限りでない。
- (12) 法第85条第1項若しくは第2項又は第86条第1項若しくは第2項の規定により、準中型自動車又は普通自動車を運転することができる免許を受けた者で、当該免許に法第91条の規定により補聴器を使用しないで運転するときは施行規則で定める様式の標識を付ける条件を付されているものが、表示自動車（当該標識を付けた準中型自動車又は普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に法第26条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

第6章 安全運転管理者等の選任等

（選任等の届出）

第15条 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者等の選任又は解任の届出は

、安全運転管理者にあつては様式第14号の安全運転管理者に関する届出書を、副安全運転管理者にあつては様式第15号の副安全運転管理者に関する届出書を、所轄警察署長を経由して公安委員会に提出して行わなければならない。

- 2 前項の選任の届出をする場合は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 安全運転管理者等の住民票の写し
 - (2) 安全運転管理者にあつては、様式第15号の2の安全運転管理者職務経歴書又は様式第16号の安全運転管理者等認定書（以下「認定書」という。）の写し
 - (3) 副安全運転管理者にあつては、様式第16号の2の副安全運転管理者職務経歴書又は認定書の写し（現に自動車の運転免許を受けている者は、その運転免許証の写しをもって自動車の運転の経験の期間の証明に代えることができる。）
 - (4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する書面で、安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの（届出前1月以内に発行されたものに限る。）
 - (5) 施行規則第9条の9第1項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する教習（以下この条及び第18条において「教習」という。）を修了した安全運転管理者にあつては、様式第17号の教習修了証明書（以下「教習修了証明書」という。）の写し
- 3 公安委員会は、第1項に規定する安全運転管理者等の選任の届出があつた場合において、その者が施行規則第9条の9第1項又は同条第2項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者にあつては様式第18号の安全運転管理者証を、副安全運転管理者にあつては様式第19号の副安全運転管理者証を交付するものとする。
- 4 第1項の解任の届出をする場合は、同項の届出書に当該届出に係る安全運転管理者等が前項の規定により交付されていた安全運転管理者証又は副安全運転管理者証を添付するものとする。

（届出事項の変更届）

第16条 使用者は、安全運転管理者等の届出に関し、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更を生じたときは、当該変更の生じた日から15日以内に、当該変更に係る事項を前条第1項に規定する届出書により所轄警察署長を経由して公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 届出者の氏名、法人にあつては、その名称又は代表者の氏名
- (2) 自動車の使用の本拠の名称及び位置
- (3) 安全運転管理者等の氏名
- (4) 安全運転管理者等の職務上の地位

（解任命令）

第17条 法第74条の3第6項の規定による安全運転管理者等の解任命令は、様式第20号の安全運転管理者等の解任命令書を交付して行うものとする。

（教習等）

第18条 教習を受けようとする者は、様式第21号の安全運転管理者に関する教習申請書を、所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

- 2 教習は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 自動車及び道路の交通に関する法令
- (2) 自動車の安全を確保するための運転者その他の乗務員の労務管理
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自動車の安全運転の確保に関し、運転者その他の乗務員に対し指導すべき事項

3 施行規則第9条の9第1項第2号又は同条第2項第2号の規定により、公安委員会が行う自動車の運転の管理に関する能力に係る認定（以下この項及び次項において「認定」という。）を受けようとする者は、様式第22号の安全運転管理者等に関する認定申請書を、所轄警察署長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

4 公安委員会は、教習を修了した者については教習修了証明書を、認定を受けた者については認定書を交付するものとする。

（車両の使用制限の命令）

第19条 法第75条第2項、法第75条の2第1項又は同条第2項の規定による命令は様式第23号の車両の使用制限書により行うものとする。

（自動車の使用制限標章除去の申請）

第20条 法第75条第10項に規定する標章の除去申請は、所轄警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

第7章 道路の使用等

（道路における禁止行為）

第21条 法第76条第4項第7号の規定により、何人も、次の各号に掲げる行為はしてはならない。

- (1) 氷結するおそれがあるときに、道路に水をまくこと。
- (2) みだりに道路に泥土、汚水等をまき、又はガラス、瀬戸物等の破片その他交通上危険な物を捨てること。
- (3) 車両（牛馬を除く。）から、みだりに身体の一部を出し、又は物を突き出すこと。
- (4) 道路において、みだりに発煙筒、爆竹、その他これらに類するものを使用すること。
- (5) 交通の頻繁な道路で、乗馬の練習をし、又は自転車の運転の練習をすること。
- (6) 牛馬その他の家畜を交通の妨害となるような方法で、係留をし、放し飼いをし、又は連行すること。
- (7) 車両の運転者又は歩行者の目をげん惑するような光をみだりに道路上に投射すること。
- (8) 交通の妨害となるような荷扱い又は故障車両の修理その他の作業をすること。
- (9) 交通の頻繁な道路に広告、宣伝等の印刷物その他の物を散布すること。

（許可を要する道路使用行為）

第22条 法第77条第1項第4号の規定により、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者（第2号、第3号及び第5号から第8号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）は、警察署長の許可を受けなければならない。

- (1) 道路に、みこし、山車、踊り屋台等を出し、又はこれらを移動すること。

- (2) 道路において、競技会、仮装行列、パレードその他一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態（学生、生徒その他の遠足又は修学旅行及び冠婚葬祭等の習慣による行列を除く。）で集団行進をすること。
- (3) 道路に人が集まるような方法で、演芸、演奏、演説、映写等をし、又は拡声器、ラジオ、テレビジョン等の放送をすること。
- (4) 道路において、消防、避難、救護その他の訓練を行うこと。
- (5) 道路において、旗、のぼり、看板、あんどんその他これらに類するものを持ち、若しくは楽器を鳴らし、又は特異な装いをして、広告又は宣伝をすること。
- (6) 広告又は宣伝のため、車両に著しく人目をひくような特異な装飾その他の装いをして通行すること。
- (7) 道路において、人が集まるような方法で寄附を募集し、又は署名を求めること。
- (8) 交通の頻繁な道路において、広告、宣伝等の印刷物を通行する者に交付すること。
- (9) 道路において、ロケーション、撮影会、録音会その他これらに類する行為をすること。
- (10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの
実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の
運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験を
すること。

（道路使用許可の条件の変更等）

第23条 警察署長は、法第77条第4項の規定により、当該許可の条件を変更し、又は新たに条件を付すときは、当該許可証に変更した条件又は新たに付した条件を記載して通知に代えるものとする。

（道路使用許可の取消し、停止の通知）

第24条 警察署長は、法第77条第5項の規定により、その許可を取り消し、又はその許可の効力を停止するときは、様式第24号の通知書により通知するものとする。

2 警察署長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ様式第25号の通知書により通知するものとする。

（道路使用許可申請の際の添付書類）

第25条 施行規則第10条第3項の公安委員会が必要と認めて定めた書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路使用の場所又は区間の付近の見取図
- (2) 工作物を設ける場合にあつては、その設計図及び仕様書
- (3) 道路使用の方法、形態を具体的に説明する資料

（違法工作物等に対する必要な措置命令）

第26条 警察署長は、法第81条第1項の規定により、道路における危険を防止し、又は交通の妨害を排除するため必要な措置をとることを命ずるときは、様式第26号の違法工作物等に対する措置命令書により履行期限を付して行うものとする。

（沿道の工作物等に対する必要な措置命令）

第27条 警察署長は、法第82条第1項の規定により、道路における危険を防止し、又は交通の円滑を図るため必要な措置をとることを命ずるときは、様式第27号の沿道の

工作物等に対する措置命令書により履行期限を付して行うものとする。

第8章 自動車及び原動機付自転車の運転免許

(免許の条件の解除等)

第28条 法第91条の規定により免許に条件を付された者が、当該条件の解除又は変更を受けようとするときは、施行規則第18条の5に規定するものを除き、様式第28号の運転免許の条件解除・変更申請書により、法第102条第5項の規定による臨時の適性検査を受けなければならない。

(免許に係る申請等)

第29条 公安委員会に対して行う法第6章の自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転免許（以下この条において「免許」という。）に関する申請等は、次の表の左欄に掲げる免許センター又は警察署において、交通部運転免許課長又は警察署長を経由して行うことができる。この場合において、次の表の左欄に掲げる免許センター又は警察署においては、それぞれ同表の右欄に掲げる免許事務を行うものとする。

免許センター又は警察署	免許事務の種類
1 宮城県運転免許センター (仙台市泉区市名坂字高倉65番地)	1 法第89条第3項の規定による検査の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）
2 宮城県警察石巻運転免許センター (東松島市赤井字南一134番地)	2 法第91条の規定による運転することができる自動車等の種類の限定解除審査の申請の受理
3 宮城県警察古川運転免許センター (大崎市古川大宮三丁目4番30号)	3 法第91条の規定による免許の条件の付与及び変更の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センター以外で行う申請の受理は、技能審査が免除される者に限る。）
4 宮城県警察仙南運転免許センター (柴田郡大河原町字南平3番地の1)	4 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理 5 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理 6 法第97条第1項の規定による小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験を受験する者の申請の受理 7 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書又は修了証明書を有する者に対する当該卒業証明書に係る運転免許試験又は当該修了証明書に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理 8 法第97条の2第1項第3号の規定に

	<p>よる特定失効者の受験の申請の受理</p> <p>9 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>10 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理</p> <p>11 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付</p> <p>12 法第100条の2第5項の規定による再試験の受験の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）</p> <p>13 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理</p> <p>14 法第101条の2の2第1項の規定による免許証の更新の申請の受理（ただし、宮城県運転免許センターに限る。）</p> <p>15 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理</p> <p>16 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p> <p>17 法第107条の7第2項の規定による国外運転免許証の交付の申請の受理</p>
<p>気仙沼警察署 （気仙沼市赤岩杉ノ沢47番地6）</p>	<p>1 法第91条の規定による免許の条件の変更（眼鏡等の条件の変更に限る。）の申請の受理</p> <p>2 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>3 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>4 法第97条第1項の規定による小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>5 法第97条の2第1項第2号の規定による卒業証明書又は修了証明書を有する者に対する当該卒業証明書に係る運転免</p>

	<p>許試験又は当該修了証明書に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>6 法第97条の2第1項第3号の規定による特定失効者の受験の申請の受理</p> <p>7 法第97条の2第1項第4号の規定による大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車に係る仮免許試験を受験する者の申請の受理</p> <p>8 法第97条の2第1項第5号の規定による特定取消処分者の受験の申請の受理</p> <p>9 施行規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書の交付</p> <p>10 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理</p> <p>11 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理</p> <p>12 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p>
<p>南三陸警察署 (南三陸町志津川字沼田150番地118)</p>	<p>1 法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>2 法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理</p> <p>3 法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による運転免許証等の返納の受理</p> <p>4 南三陸警察署の管轄区域に住所を有する者に対する次の事務</p> <p>(1) 法第91条の規定による条件の変更(眼鏡等の条件の変更に限る。)の申請の受理</p> <p>(2) 法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請の受理</p> <p>(3) 法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請及び法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理</p>

<p>1 若柳警察署 （栗原市若柳字川北原畑 4 番地 4）</p> <p>2 築館警察署 （栗原市築館字留場中田 2 0 1 番地の 2）</p> <p>3 鳴子警察署 （大崎市鳴子温泉字車湯 9 2 番地 1 2）</p> <p>4 白石警察署 （白石市大平森合字清水田 4 番地 1）</p> <p>5 角田警察署 （角田市角田字扇町 5 番地 7）</p> <p>6 亶理警察署 （亶理郡亶理町字旧館 6 1 番地 2 1）</p>	<p>1 法第 9 4 条第 1 項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>2 法第 1 0 4 条の 4 第 1 項の規定による免許の取消しの申請の受理</p> <p>3 法第 1 0 7 条第 1 項及び第 1 0 7 条の 1 0 第 1 項の規定による運転免許証等の返納の受理</p> <p>4 若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署、白石警察署、角田警察署及び亶理警察署の管轄区域に住所を有する者のうち次に該当するものに対する法第 1 0 1 条第 1 項の規定による免許証の更新の申請及び法第 1 0 1 条の 2 第 1 項の規定による更新期間前における免許証の更新の申請の受理（ただし、高齢者講習を受講している者及び更新を申請する日前 6 月以内に特定任意講習を受講している 6 5 歳以上の者で法第 9 2 条の 2 第 1 項の表に規定する優良運転者に限る。）</p> <p>(1) 若柳警察署の管轄区域のうち栗原市栗駒に住所を有する者</p> <p>(2) 築館警察署の管轄区域のうち栗原市花山に住所を有する者</p> <p>(3) 鳴子警察署の管轄区域のうち大崎市鳴子温泉に住所を有する者</p> <p>(4) 白石警察署の管轄区域のうちセヶ宿町に住所を有する者</p> <p>(5) 角田警察署の管轄区域のうち丸森町に住所を有する者</p> <p>(6) 亶理警察署の管轄区域のうち山元町に住所を有する者</p>
<p>気仙沼警察署、南三陸警察署、若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署、白石警察署、角田警察署及び亶理警察署を除く警察署</p>	<p>1 法第 9 4 条第 1 項の規定による免許証の記載事項の変更の届出の受理</p> <p>2 気仙沼警察署、南三陸警察署、若柳警察署、築館警察署、鳴子警察署、白石警察署、角田警察署及び亶理警察署を除く警察署（以下「各警察署」という。）の管轄区域に住所を有する者に対する法第</p>

	<p>104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請の受理</p> <p>3 各警察署の管轄区域に住所を有する者に対する法第107条第1項及び第107条の10第1項の規定による免許証の返納の受理</p>
--	--

2 施行規則第29条第3項（第29条の2第3項において準用する場合を含む。）及び第30条の9第3項に定める申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、宮城県運転免許センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター、宮城県警察仙南運転免許センター及び気仙沼警察署において申請又は申出を行う場合とする。ただし、当該申請又は申出を行う者が、法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請を併せて行う場合又は免許の効力が停止されている場合は、この限りでない。

（試験、再試験等の場所等）

第30条 施行規則第22条に規定する運転免許試験及び施行規則第28条の2に規定する再試験は、次の表の左欄に掲げる試験の場所において、それぞれ同表の右欄に掲げる試験の種類について行うものとし、試験実施日は、警察本部長が別に定める。

試験の場所	試験の種類
宮城県運転免許センター	運転免許試験及び再試験の全部
<p>1 宮城県警察石巻運転免許センター</p> <p>2 宮城県警察古川運転免許センター</p> <p>3 宮城県警察仙南運転免許センター</p>	<p>1 法第97条の2第1項第1号に該当する者で技能試験が免除されるものに対する運転免許試験</p> <p>2 法第97条の2第1項第2号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者の当該卒業証明書に係る運転免許試験（中国語及び英語の運転免許試験を含む。以下同じ。）又は当該修了証明書に係る仮免許試験</p> <p>3 法第97条の2第1項第3号、第4号若しくは第5号、同条第2項又は同条第3項に該当する者で技能試験が免除されるものに対する運転免許試験</p> <p>4 小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験</p>
気仙沼警察署	1 法第97条の2第1項第1号に該当す

	<p>る者で技能試験が免除されるものに対する運転免許試験</p> <p>2 法第97条の2第1項第2号の卒業証明書又は修了証明書を有する者の当該卒業証明書に係る運転免許試験又は修了証明書に係る仮免許試験</p> <p>3 法第97条の2第1項第3号、第4号若しくは第5号又は同条第3項に該当する者で技能試験が免除されるものに対する運転免許試験</p> <p>4 小型特殊免許及び原付免許の運転免許試験</p>
--	--

2 公安委員会が行う運転免許に係る審査（以下この条において「審査」という。）は、次の表の左欄に掲げる審査の場所において、それぞれ同表の右欄に掲げる審査の種類について行うものとする。

審 査 の 場 所	審 査 の 種 類
宮城県運転免許センター	審査の全部
<p>1 宮城県警察石巻運転免許センター</p> <p>2 宮城県警察古川運転免許センター</p> <p>3 宮城県警察仙南運転免許センター</p>	<p>次に掲げる審査の種類以外の審査</p> <p>1 施行規則第15条の2に規定する緊急自動車の運転資格の審査</p> <p>2 施行規則第18条の5に規定する限定解除の審査</p>

（技能試験の実施基準）

第31条 施行規則第24条の規定による技能試験は、警察本部長が定める技能試験実施基準により行うものとする。

2 法第97条の2第2項に規定する外国の行政庁の免許を有する者に対する技能確認及び施行規則第28条の2の規定による技能再試験の実施基準は、前項の技能試験実施基準に準じたものとする。

3 法第99条に規定する指定自動車教習所における技能検定実施基準は、第1項の技能試験実施基準に準ずるものとする。

（合格決定の取消通知）

第32条 法第97条の3第2項に規定する合格決定の取消しの通知は、様式第29号の運転免許試験合格の取消通知書により行うものとする。

（臨時適性検査の通知等）

第33条 法第102条第6項及び第107条の4第1項の規定による臨時適性検査の通

知は、警察本部長が定める様式により行うものとする。

- 2 法第90条第8項、第102条第1項から第3項まで及び第103条第6項の規定による適性検査の受検命令及び診断書の提出命令は、警察本部長が定める様式により行うものとする。

(運転経歴証明書の申請等)

第33条の2 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の申請等に関する事務は、次の表の左欄に掲げる免許センター又は警察署において、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を行うものとする。

免許センター又は警察署	経歴証明書事務の種類
1 宮城県運転免許センター 2 宮城県警察石巻運転免許センター 3 宮城県警察古川運転免許センター 4 宮城県警察仙南運転免許センター 5 気仙沼警察署 6 南三陸警察署	1 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理 2 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理 3 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請の受理 4 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理
気仙沼警察署及び南三陸警察署を除く警察署	1 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請の受理 2 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出の受理 3 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納の受理

- 2 法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請は、様式第30号の運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。
- 3 施行規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出は、様式第30号の2の運転経歴証明書記載事項変更届を提出して行うものとする。
- 4 施行規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請は、様式第30号の3の運転経歴証明書再交付申請書を提出して行うものとする。
- 5 施行規則第30条の14の規定による運転経歴証明書の返納は、様式第30号の4の運転経歴証明書返納届を提出して行うものとする。
- 6 運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付する必要がない場合は、宮城県運転免許センター、宮城県警察石巻運転免許センター、宮城県警察古川運転免許センター、宮

城県警察仙南運転免許センター及び気仙沼警察署において申請を行う場合とする。

(免許証等の返納手続)

第33条の3 法第107条第1項の規定による免許証の返納及び第107条の10第1項の規定による国外運転免許証の返納は、様式第31号の運転免許証返納届を提出して行わなければならない。ただし、法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請に伴う免許証の返納は、施行規則別記様式第19の3の8の運転免許取消申請書又は様式第30号の運転経歴証明書交付申請書により行うものとする。

(講習の手続等)

第34条 次に掲げる講習を受けようとする者は、第1号から第4号まで、第6号、第7号、第10号及び第15号から第17号までについては交通部運転教育課長を、第5号及び第18号については交通部交通企画課長を、第8号、第9号及び第11号から第14号までについては運転免許課長を経由して、それぞれ公安委員会に申出又は申請しなければならない。

- (1) 令第37条の6第2号に規定する運転者特定任意講習
- (2) 法第108条の2第2項の規定に基づく講習のうち、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者（更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者にあつては、法第101条の4第2項の規定に基づく認知機能検査を受け、認知機能が低下しているおそれがないと認められたものに限る。第4号において同じ。）が自動車等の運転をすることにより、加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車等の運転に著しい影響を及ぼしているかどうかについて、公安委員会の確認を受けるもの（以下「チャレンジ講習」という。）
- (3) 前号の確認の結果、チャレンジ講習受講結果確認書の交付を受けた者が希望により受講する法第108条の2第2項の規定による講習で、国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの（以下「簡易講習」という。）
- (4) 前2号に掲げる講習以外のもので、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者が、次に掲げる区分に応じ、更新申請日前6月以内に任意に受講できるもの（以下「シニア運転者講習」という。）
 - ア 更新期間が満了する日における年齢が75歳未満の者
 - イ 更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者
- (5) 施行規則第38条第1項に規定する安全運転管理者等講習
- (6) 施行規則第38条第2項に規定する取消処分者講習
- (7) 施行規則第38条第3項に規定する停止処分者講習
- (8) 施行規則第38条第4項に規定する大型車講習、中型車講習、準中型車講習又は普通車講習
- (9) 施行規則第38条第5項に規定する大型二輪車講習又は普通二輪車講習
- (10) 施行規則第38条第6項に規定する原付講習
- (11) 施行規則第38条第7項に規定する大型旅客車講習、中型旅客車講習又は普通旅客車講習
- (12) 施行規則第38条第8項に規定する応急救護処置講習（一）又は応急救護処置講習（二）

- (13) 施行規則第38条第9項に規定する指定自動車教習所職員講習
- (14) 施行規則第38条第10項に規定する初心運転者講習
- (15) 施行規則第38条第11項に規定する運転免許証更新時講習
- (16) 施行規則第38条第12項に規定する高齢者講習
- (17) 施行規則第38条第13項に規定する違反者講習
- (18) 施行規則第38条第14項に規定する自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

2 前項の申出又は申請書類の提出先は、次の表の左欄に掲げる申請等窓口において、それぞれ同表の右欄に掲げる講習の種類について行うものとする。

申 請 等 窓 口	講 習 の 種 類
安全運転管理者等講習実施会場	安全運転管理者等講習
自転車の運転による交通の危険を防止するための講習実施会場	自転車の運転による交通の危険を防止するための講習
宮城県運転免許センター	<ul style="list-style-type: none"> 1 取消処分者講習 2 停止処分者講習 3 原付講習 4 運転免許証更新時講習（運転者特定任意講習を含む。） 5 違反者講習 6 臨時高齢者講習
<ul style="list-style-type: none"> 1 宮城県警察石巻運転免許センター 2 宮城県警察古川運転免許センター 3 宮城県警察仙南運転免許センター 	<ul style="list-style-type: none"> 1 原付講習 2 運転免許証更新時講習
気仙沼警察署及び南三陸警察署	運転免許証更新時講習
講習業務受託先	<ul style="list-style-type: none"> 1 大型車講習 2 中型車講習 3 準中型車講習 4 普通車講習 5 大型二輪車講習 6 普通二輪車講習 7 大型旅客車講習 8 中型旅客車講習 9 普通旅客車講習

	10 応急救護処置講習（一） 11 応急救護処置講習（二） 12 高齢者講習 13 チャレンジ講習 14 簡易講習 15 シニア運転者講習
公安委員会が指定した指定講習機関	1 取消処分者講習 2 初心運転者講習
指定自動車教習所職員講習受託先	指定自動車教習所職員講習

第35条 削除

第9章 自動車教習所等の届出等

（自動車教習所の届出等の手続）

第36条 施行規則第31条の5第1項に規定する自動車教習所の届出及び同条第3項に規定する自動車教習所の廃止又は変更の届出は、運転免許課長を経由して公安委員会に行わなければならない。

2 届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第2条に規定する教習課程の指定申請書の提出は、運転免許課長を経由して公安委員会に行わなければならない。

（指定自動車教習所の指定申請等の手続）

第37条 施行規則第35条に規定する指定自動車教習所の指定申請書の提出及び施行規則第36条に規定する指定申請書の記載事項変更届出は、運転免許課長を経由して公安委員会に行わなければならない。

（運転免許取得者教育機関の認定申請等の手続）

第37条の2 法第108条の32の2第1項の認定を受けようとする者が運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定規則」という。）第5条第1項に規定する事項を記載した申請書及び同条第2項に規定する添付書類の提出並びに認定規則第7条第1項の規定による届出は、運転免許課長を経由して公安委員会に行わなければならない。

（旅客自動車教習所の指定）

第38条 法第98条第2項に基づく届出をしている自動車教習所のうち旅客自動車の運転に関する教習を行う施設で、別に定める基準に適合するものを、当該施設を設置し、又は管理する者の申請に基づき、令第34条第3項第2号及び同条第4項第2号に定める公安委員会が指定した施設（以下「旅客自動車教習所」という。）とする。

（旅客自動車教習所の指定申請等）

第39条 前条の規定による指定の申請は、様式第32号の旅客自動車教習所の指定申請書に施行規則第35条第1号から第7号までに規定する書類を添付し、運転免許課長を経由して公安委員会に行うものとする。この場合において、同条第1号及び第2号中「

技能検定員として選任されることとなる職員及び教習指導員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

2 公安委員会は、旅客自動車教習所として指定したときは、様式第33号の指定書を交付するものとする。

3 旅客自動車教習所は、第1項の指定申請書に添付される教習計画書に基づき、所定の期間内に技能教習及び学科教習を修了した者に対し、様式第34号の旅客自動車教習所修了証明書を発行するものとする。

(旅客自動車教習所の変更の届出)

第40条 旅客自動車教習所を設置し、又は管理する者は、前条の指定申請書(添付書類を含む。)の記載事項に変更を生じたときは、速やかに運転免許課長を経由して公安委員会に届け出なければならない。

(旅客自動車教習所の指定の取消し等)

第41条 公安委員会は、旅客自動車教習所が指定基準に適合しなくなったときは、その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて当該旅客自動車教習所が当該期間内における教習に基づき、旅客自動車教習所修了証明書を発行することを禁止することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による旅客自動車教習所修了証明書の発行の禁止の処分を受けた旅客自動車教習所が当該処分に違反して旅客自動車教習所修了証明書を発行したときは、その指定を取り消すことができる。

3 公安委員会は、前2項の規定により、旅客自動車教習所の指定を取り消したときは、様式第35号の指定取消通知書により、旅客自動車教習所修了証明書の発行を禁止したとき、又は当該処分に係る期間を延長したときは、様式第36号の旅客自動車教習所修了証明書発行禁止・発行禁止延長処分通知書により通知するものとする。

4 公安委員会は、教習指導員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、様式第37号の教習指導員資格者証返納命令書により、その者に係る教習指導員資格者証の返納を命ずることができる。

(1) 旅客自動車教習所修了証明書の発行に関し、不正な行為をしたとき。

(2) 旅客自動車教習所指導員の業務に関し不正な行為をし、その情状が旅客自動車教習所指導員として不適当であると認められるとき。

(認知機能検査に従事する者)

第10章 法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等

(登録及び登録の更新の申請)

第42条 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。)第2条第1項の規定により登録を受けようとする法人又は同条第3項の規定により登録の更新を受けようとする法人は、様式第38号の登録(更新)申請書を交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」という。)を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、委託規則第2条第2項に規定する書類を添付しなければならない。

(登録簿への登録)

第43条 法第51条の8第5項の規定による登録は、様式第39号の登録簿により行うものとする。

(登録及び登録の更新の結果通知)

第44条 公安委員会は、第42条の申請をした法人に対して、当該申請の結果を書面により通知するものとする。

(駐車監視員資格者講習受講の申込み)

第45条 委託規則第7条第1項に規定する駐車監視員資格者講習（以下「資格者講習」という。）を受講しようとする者は、様式第40号の駐車監視員資格者講習受講申込書を交通指導課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の受講申込書には、委託規則第7条第2項に規定する写真をはり付けなければならない。

(駐車監視員資格者認定の申請)

第46条 委託規則第10条第2項の規定による認定を受けようとする者は、様式第41号の認定申請書を交通指導課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の認定申請書には、写真及び委託規則第10条第3項に規定する書類を添付しなければならない。

(駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）の再交付)

第47条 委託規則第9条第2項の規定により、公安委員会が交付した駐車監視員資格者講習修了証明書又は第10条第5項の規定により、公安委員会が交付した認定書の再交付を受ける場合は、様式第42号の駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）再交付申請書を交通指導課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

(駐車監視員資格者証の交付申請)

第48条 委託規則第11条第1項の規定により、駐車監視員資格者証（以下「資格者証」という。）の交付を受けようとする者は、様式第43号の駐車監視員資格者証交付申請書を交通指導課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、委託規則第11条第2項に規定する書類及び写真を添付しなければならない。

(資格者証の不交付の通知)

第49条 公安委員会は、前条の申請をした者に対して、資格者証の不交付が相当と認めるときは、その理由を記載した書面により通知するものとする。

(資格者証の書換え交付及び再交付)

第50条 委託規則第13条第1項の規定による書換え交付を申請する場合は、様式第44号の駐車監視員資格者証書換え交付申請書を交通指導課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

2 委託規則第13条第2項の規定による再交付を申請する場合は、様式第45号の駐車監視員資格者証再交付申請書を交通指導課長を経由して公安委員会に提出しなければならない。

3 第1項の書換え申請書及び前項の再交付申請書には、委託規則第13条第3項に規定する写真を添付しなければならない。

第10章の2 地域交通安全活動推進委員

(委嘱)

第51条 地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱は、様式第46号の委嘱状、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第7号。以下「推進委員規則」という。）第6条第1項に規定する身分を示す証明書並びに推進委員規則第7条に規定する標章を表示した様式第47号の記章及び様式第48号の腕章を交付して行うものとする。

2 推進委員を委嘱したときは、その氏名等を宮城県公報（宮城県公報発行規則（昭和31年宮城県規則第67号）第1条に規定する宮城県公報をいう。）に登載して公示するものとする。

(講習)

第51条の2 推進委員規則第8条第1項の規定による講習は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 道路交通の現状に関する知識
- (2) 道路交通関係法令の基礎的な知識
- (3) 推進委員としての心構え
- (4) 活動要領
- (5) 交通安全教育の実施要領

(解嘱)

第51条の3 法第108条の29第5項の規定による推進委員の解嘱は、当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長から、同項各号のいずれかに該当するとして具申を受けたものについて行うものとする。

2 推進委員の解嘱は、様式第49号の解嘱通知書を交付して行うものとする。

(弁明の機会の通知)

第51条の4 推進委員規則第10条の規定により弁明の機会を与えるときは、弁明の期日及び場所を当該期日の14日前までに書面により通知するものとする。

(地域交通安全活動推進委員協議会の区域及び定数)

第52条 法第108条の30第1項の規定による地域交通安全活動推進委員協議会を組織する区域は、警察署の管轄する区域とし、当該活動区域に配置する推進委員の定数は別表第3のとおりとする。

(幹事)

第52条の2 推進委員規則第11条第1項の協議会の幹事は、当該協議会を構成する推進委員の3分の1を超えない範囲内で置くものとする。

(災害補償)

第52条の3 推進委員の職務執行中における災害補償は、非常勤職員公務災害補償等条例（昭和42年宮城県条例第41号）に定めるところによる。

第11章 雑則

(高速道路交通警察隊長の権限)

第53条 法第114条の3の規定により、法に規定する警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいう。）及び自動車専用道路（道路法第48条の2第1項の規定により

指定された道路をいう。ただし、一般国道48号を除く。)に係るものは、宮城県警察高速道路交通警察隊長に行わせるものとする。

(手数料の納入)

第54条 法及び令に規定する手数料は、公安委員会関係手数料条例(平成12年宮城県条例第21号)の規定するところにより、収入証紙を申請書又は申出書にはり付けて納入しなければならない。

(権限の委任)

第55条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この規則の施行の際、従前の規定によりなされた申請、届出その他の手続については、それぞれこの規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則(平成13年6月1日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則(平成14年5月31日公安委員会規則第6号)

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日公安委員会規則第5号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年7月18日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月26日公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正後の宮城県道路交通規則(以下「新規則」という。)別表に掲げる道路を通行した自動車の新規則第10条の2の適用について、同条中「4.1メートルとあるのは、従前のおり「3.8メートル」とする。

附 則(平成17年3月31日公安委員会規則第11号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月27日公安委員会規則第13号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月24日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成18年3月24日公安委員会規則第11号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月11日公安委員会規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年6月1日から施行する。

(道路交通法の一部を改正する法律附則第2条の規定に基づく法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する規則の廃止)

- 2 道路交通法の一部を改正する法律附則第2条の規定に基づく法人の登録、駐車監視員資格者証の交付等に関する規則(平成17年宮城県公安委員会規則第9号)は、廃止する。

附 則(平成19年3月23日宮城県公安委員会規則第6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月25日公安委員会規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年6月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の宮城県道路交通規則(以下「旧規則」という。)第3条第5項の規定により公安委員会から交付された標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の宮城県道路交通規則(以下「新規則」という。)第3条第4項の規定により交付された標章とみなす。

- 3 新規則第3条第3項の規定に基づく標章に係る交付申請において、当該申請者が当該申請に係る標章と同一種別の旧規則に規定する標章を受けているものと認めるときは、当該申請に係る標章を交付するものとする。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則第7条第3項の規定により警察署長から交付された駐車禁止解除許可証は、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、新規則第7条第5項の規定により交付された駐車禁止解除許可証とみなす。

附 則(平成20年3月18日公安委員会規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日公安委員会規則第8号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年12月16日公安委員会規則第10号)

この規則は、平成21年2月1日から施行する。ただし、第29条第3項ただし書を削る改正規定は、平成21年1月4日から施行する。

附 則(平成21年1月20日公安委員会規則第1号)

この規則は、平成21年1月20日から施行する。

附 則(平成21年3月24日公安委員会規則第4号)

この規則中第1条の規定は平成21年4月1日から、第2条の規定は平成21年6月1日から施行する。

附 則(平成21年6月30日公安委員会規則第7号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。ただし、第29条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月11日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成21年9月12日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 26 日公安委員会規則第 4 号）

この規則中第 1 条の規定は平成 22 年 3 月 27 日から、第 2 条の規定は同年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は同年 4 月 19 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 14 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日公安委員会規則第 2 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 6 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 22 日公安委員会規則第 4 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 3 項及び第 4 項の改正規定並びに様式第 8 号の改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の宮城県道路交通規則（以下「旧規則」という。）第 6 条第 2 項の規定により交付された歩行者用・通行禁止道路通行許可車標章は、当該標章の有効期間の満了する日までの間は、改正後の宮城県道路交通規則（以下「新規則」という。）第 6 条第 2 項の規定により交付された許可証とみなし、提示義務の適用については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則様式第 8 号の駐車禁止解除許可証は、当該許可証の有効期間が満了する日までの間は、新規則様式第 8 号の駐車禁止解除許可証とみなす。

附 則（平成 25 年 6 月 28 日公安委員会規則第 5 号）

この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 30 日公安委員会規則第 6 号）

この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 12 月 20 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 25 年 12 月 22 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 23 日公安委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 29 条第 1 項の表及び第 30 条第 1 項の表の改正規定は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 1 月 28 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、平成 26 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 30 日公安委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 5 月 29 日公安委員会規則第 7 号）

この規則は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 17 日公安委員会規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日公安委員会規則 4 号）

この規則は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の施行の日（平成 28 年 4 月

1日) から施行する。

附 則 (平成28年5月20日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第29条第1項の表の改正規定(「第89条第2項」を「第89条第3項」に改める部分を除く。)、第30条第1項の改正規定、同項の表の改正規定、第33条の2の改正規定及び第33条の3の改正規定は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月16日公安委員会規則第11号)

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年10月10日から施行する。

附 則 (平成29年3月12日公安委員会規則第4号)

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)の施行の日(平成29年3月12日)から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成29年3月26日から施行する。

附 則 (平成29年7月21日公安委員会規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日公安委員会規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にされた安全運転管理者等の選任の届出により交付する書面の様式は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の様式のものをを用いる。

別表第1（第3条関係）

障 害 の 区 分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳の病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	———
	移動機能	1級及び2級	———
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	———
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

別表第2（第11条関係）

路線名	区間
東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字荒井地内福島県境から 栗原市金成片馬合手柄地内岩手県境まで
東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
常磐自動車道	亶理郡山元町坂元字館野丙21番7先から 亶理郡亶理町逢隈中泉字新田39番1先まで
一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から 栗原市金成有壁下大沢田地内岩手県境まで
一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から 栗原市志波姫堀口沖408番1先まで
一般国道6号	亶理郡山元町坂元字大森地内福島県境から 岩沼市藤波二丁目7番1先まで
一般国道6号複線 (38)	亶理郡山元町大平字新平88番地先から 亶理郡山元町大平字新平98番3先まで
一般国道6号複線 (仙台東部道路)	亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁19番先から 仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市若林区今泉字二木西26番1先から 仙台市太白区茂庭字人来田中67番1先まで
一般国道6号 (仙台南部道路)	仙台市太白区富田字八幡西147番先から 仙台市太白区山田字清太原12番先まで
一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2先から 本吉郡南三陸町戸倉字転石44番1先まで
一般国道45号	本吉郡南三陸町志津川字十日町1番先から 気仙沼市松川149番先まで

一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から 宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から 本吉郡南三陸町歌津字皿貝無番地先まで
一般国道45号 (三陸縦貫自動車道)	気仙沼市本吉町九多丸34番1先から 気仙沼市松崎高谷47番1先まで
一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から 大崎市鳴子温泉字西原33番4先山形県境まで
一般国道47号 (仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から 富谷市富谷源内63番8先まで
一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から 大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
一般国道108号	大崎市古川鶴ヶ塚字新江南20番2先から 大崎市古川旭六丁目4番1先まで
一般国道108号	大崎市鳴子温泉鬼首字田野13番2先から 大崎市鳴子温泉鬼首字軍沢岳地内秋田県境まで
一般国道115号相馬福 島道路 (東北中央自動車道)	伊具郡丸森町筆甫字下南山20番1先から 伊具郡丸森町筆甫字下南山26番1先まで
一般国道286号	仙台市太白区根岸町9番14先から 仙台市青葉区本町三丁目9番2先まで
一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区山田字清太原地内先まで
一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方下東無番地先から 名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人来田東地内先から

	仙台市太白区坪沼字赤石山 2 番 4 0 先まで
一般国道 2 8 6 号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山 1 5 番 1 先から 柴田郡川崎町大字今宿字石橋 3 3 番 1 先まで
主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目 1 3 番 2 先から 黒川郡大和町落合舞野字涉戸東 9 5 番 3 先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西 2 0 番先から 黒川郡大和町落合舞野字石田西 8 番 2 先まで
主要地方道塩釜吉岡線	黒川郡大和町落合舞野字石田西 8 番 2 先から 黒川郡大和町吉岡字志田町 3 0 番 3 先まで
主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内 2 番 2 先から 宮城郡松島町根廻字桐田 1 5 番 1 先まで
主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目 2 9 4 番 3 先から 仙台市宮城野区岩切字羽黒前 2 番 2 0 先まで
主要地方道大和松島線	黒川郡大和町鶴巢北目大崎字吉原河渕 6 6 番 2 先から 宮城郡松島町初原字原 1 番 1 0 先まで
主要地方道塩釜亶理線	多賀城市町前三丁目 5 番 1 先から 多賀城市町前一丁目 1 8 6 番地先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野四丁目 6 番先から 仙台市宮城野区中野四丁目 3 番 1 先まで
主要地方道塩釜亶理線	仙台市宮城野区中野字沼頭 4 番 2 先から 仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
主要地方道塩釜亶理線	名取市関上一丁目無番地先から 岩沼市下野郷字新田 1 番 2 先まで
主要地方道塩釜亶理線	亶理郡亶理町荒浜字篠子橋 6 番 1 先から 亶理郡亶理町字旧館 6 1 番 2 1 先まで
主要地方道塩釜港線	塩竈市港町一丁目 7 5 番地先から

	塩竈市港町二丁目127番地先まで
主要地方道亙理大河原川 崎線	柴田郡村田町大字村田字反町6番4先から 柴田郡村田町大字村田字北塩内89番1先まで
主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から 名取市植松字新橋105番1先まで
主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から 仙台市宮城野区高砂一丁目31番7先まで
主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から 塩竈市港町一丁目75番地先まで
主要地方道岩沼蔵王線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐3番1先から 柴田郡村田町大字村田字広畑52番1先まで
主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から 仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
主要地方道仙台三本木線	黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先から 黒川郡大和町落合舞野字庚申28番1先まで
主要地方道大衡落合線	黒川郡大衡村大衡字平林86番1先から 黒川郡大和町落合松坂字滝ノ沢41番1先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多 賀城線	塩竈市芦畔町115番2先から 宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
主要地方道塩釜七ヶ浜多 賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から 多賀城市栄四丁目13番3先まで
一般県道岩沼海浜緑地線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市末広二丁目340番4先まで
一般県道閑上港線	名取市小塚原字西中塚41番1先から 名取市増田三丁目5881番地先まで
一般県道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から

	仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
一般県道今市福田線	仙台市宮城野区中野一丁目5番13先から 仙台市宮城野区岩切字今市東120番1先まで
一般県道大和幡谷線	黒川郡大郷町中村字柳沢畑15番2先から 黒川郡大郷町山崎字深町39番1先まで
一般県道石巻工業港矢本線	石巻市重吉町7番1先から 石巻市門脇字元明神1番1先まで
一般県道石巻港インター線	石巻市門脇字元明神1番1先から 東松島市赤井字八反谷地50番1先まで
一般県道泉ヶ丘熊ヶ根線	仙台市泉区明通四丁目1番1先から 仙台市泉区七北田字大沢大ヶ沢17番先まで
一般県道亶理インター線	亶理郡亶理町逢隈中泉字大原236番地先から 亶理郡亶理町逢隈牛袋字北新丁20番2先まで
一般県道利府岩切停車場線	宮城郡利府町菅谷台四丁目41番6先から 宮城郡利府町神谷沢字化粧坂66番1先まで
一般県道仙台名取線	名取市植松字入生341番1先から 仙台市太白区根岸町9番14先まで
市道定禅寺通線	仙台市青葉区一番町四丁目11番10先から 仙台市青葉区立町22番8先まで
市道西公園通線	仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番2先から 仙台市青葉区桜ヶ丘公園3番1先まで
市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から 仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
市道元寺小路福室線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から 仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
市道元寺小路福室線	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から

(その4)	仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
市道鶴ヶ谷仙台港線 (その3)	仙台市宮城野区福室字県道前113番先から 仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
市道中野栄駅前通線	仙台市宮城野区出花二丁目67番6先から 仙台市宮城野区出花二丁目12番5先まで
市道六丁目鶴ヶ谷線 (その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目1番2先から 仙台市宮城野区苦竹三丁目5番4先まで
市道日ノ出町1号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番7先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目1番21先まで
市道日ノ出町3号線	仙台市宮城野区日の出町一丁目4番1先から 仙台市宮城野区日の出町一丁目6番9先まで
市道日ノ出町7号線	仙台市宮城野区日の出町二丁目2番22先から 仙台市宮城野区日の出町二丁目3番8先まで
市道西原中央線	仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先(北西角)から 仙台市宮城野区蒲生二丁目31番1先(南西角)まで
市道土樋藤塚線 (その1)	仙台市若林区土樋104番6先から 仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町7番15号先から 仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)まで
市道原町広岡線 (その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から 仙台市太白区長町七丁目201番23先まで
市道長町3号線	仙台市太白区長町八丁目214番1先から 仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から

	仙台市太白区郡山四丁目 1 5 6 番 1 先まで
市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目 5 2 2 番 1 先から 仙台市太白区郡山字源兵衛東 1 9 番 3 先まで
市道荒巻大和町線	仙台市泉区明通三丁目 5 1 番 3 7 先から 仙台市泉区明通四丁目 1 番 1 号先まで
市道桜木栄線	多賀城市桜木三丁目 2 2 6 番 2 先から 多賀城市桜木二丁目 2 2 6 番 2 先まで
市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原 1 番先から 岩沼市下野郷字藤曾根 7 1 番 1 先まで
市道西大町線	岩沼市館下二丁目 2 5 番 1 5 先から 岩沼市吹上二丁目 1 5 番 1 先まで
市道二野倉工業団地 1 号線	岩沼市押分字須加原 1 2 9 番 1 先から 岩沼市押分字須加原 1 2 9 番 1 先まで
市道二野倉工業団地 2 号線	岩沼市押分字須加原 1 2 9 番 1 先から 岩沼市押分字須加原 1 2 2 番先まで
市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同 1 5 9 番 1 先から 岩沼市押分字新大同 4 2 2 番 1 先まで
市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根 7 1 番 1 先から 岩沼市下野郷字藤曾根 6 9 番 1 先まで
市道矢野目相野釜線	岩沼市下野郷字菱沼 6 番 8 先から 岩沼市空港南四丁目 2 番 2 先まで
市道空港三軒茶屋線	岩沼市空港南四丁目 2 番 2 先から 岩沼市下野郷字新相野谷地 1 番 1 先まで
町道針生広畑線	柴田郡村田町大字村田字松崎 5 0 番地先から 柴田郡村田町大字村田字広畑 7 0 番 1 先まで
町道菅生姥ヶ懐線	柴田郡村田町大字小泉字北姥ヶ懐 1 番 2 地先から

	柴田郡村田町大字菅生字下倉 2 6 番地先まで
町道山下大沢線	黒川郡大和町テクノヒルズ 1 番先から 黒川郡大和町小野字明通 8 番 4 先まで
町道味明雉子喰線	黒川郡大郷町羽生字高屋敷 1 番 1 先から 黒川郡大郷町羽生字中の町 1 9 番 1 先まで
臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内 1 2 8 番地先から 仙台市宮城野区港三丁目 2 番先（南西角）まで
臨港道路中央ふ頭線	仙台市宮城野区港三丁目 2 番先（南西角）から 仙台市宮城野区港三丁目 4 番 1 号先まで
臨港道路ふ頭 4 号線	仙台市宮城野区港三丁目 3 番 5 号先から 仙台市宮城野区港三丁目 1 番先（南東角）まで
臨港道路ふ頭 5 号線	仙台市宮城野区港三丁目 1 番先（南西角）から 仙台市宮城野区港三丁目 4 番先（南東角）まで
臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼 1 2 番地の 2 先まで
臨港道路蒲生幹線	仙台市宮城野区港二丁目 2 9 先から 仙台市宮城野区港一丁目 3 4 先まで
港湾道路釜北線	石巻市門脇字元明神 8 番 6 先から 石巻市三河町 8 番 3 先まで
港湾道路東一号線	石巻市三河町 8 番 3 先から 石巻市塩見町 4 番 4 先まで

別表第3（第52条関係）

活 動 区 域	定数
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年宮城県条例第32号。以下「条例」という。）別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	25
条例別表に規定する宮城県仙台南警察署の管轄区域	20
条例別表に規定する宮城県仙台北警察署の管轄区域	17
条例別表に規定する宮城県仙台東警察署の管轄区域	20
条例別表に規定する宮城県泉警察署の管轄区域	18
条例別表に規定する宮城県塩釜警察署の管轄区域	16
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県大和警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県石巻警察署の管轄区域	20
条例別表に規定する宮城県気仙沼警察署の管轄区域	11
条例別表に規定する宮城県佐沼警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県登米警察署の管轄区域	7
条例別表に規定する宮城県河北警察署の管轄区域	8
条例別表に規定する宮城県南三陸警察署の管轄区域	6
条例別表に規定する宮城県古川警察署の管轄区域	16
条例別表に規定する宮城県遠田警察署の管轄区域	10
条例別表に規定する宮城県若柳警察署の管轄区域	9
条例別表に規定する宮城県築館警察署の管轄区域	9
条例別表に規定する宮城県鳴子警察署の管轄区域	7
条例別表に規定する宮城県加美警察署の管轄区域	8
条例別表に規定する宮城県大河原警察署の管轄区域	12
条例別表に規定する宮城県白石警察署の管轄区域	11
条例別表に規定する宮城県角田警察署の管轄区域	9
条例別表に規定する宮城県亘理警察署の管轄区域	9
合 計	304